

文化審議会 第2期文化施設部会
劇場・音楽堂等ワーキンググループ（第1回）

開催日：令和7年5月28日（水）14：00～16：00

場 所：旧文部省庁舎2階 文化庁第2会議室 および オンライン

- 議 題：1. 部会長の選任について
2. ワーキンググループの設置について
3. 文化施設に関する検討について

出席者

- ・委 員：栗原委員（座長）、石田委員（座長代理）、伊藤委員、金森委員（オンライン）、
鈴木委員、林委員（オンライン）、日高委員、箕口委員、山口委員
- ・文化庁：春山課長、吉光課長補佐、荒川課長補佐、その他関係官

<公開部分>

【栗原座長】 それでは、第1回目ということになりますので、前回、オンラインの方ももちろんいらっしゃったけれども、前回欠席だった伊藤委員と箕口委員から一言御挨拶をお願いしたいと思いますので、まず伊藤委員から御挨拶をよろしく願いいたします。

【伊藤委員】 初めまして、伊藤美歩と申します。今回はワーキンググループのメンバーに加えていただき大変光栄に思っておりますが、私は今回、肩書として有限会社アーツブリッジということで、これは個人のフリーランスとしてやってきた会社で、ファンドレイジングのコンサルティングですとか、あとは音楽イベントのプロデュースなどをしてきた会社です。あとは一般社団法人Music Dialogueの運営、こちらはもう今12年目ぐらいになっておりまして、室内楽を通して若手の演奏家を育成するというのをやってきています。その前がアメリカのオーケストラの事務局で、小さなところと大きなところの事務局で企画制作の仕事と、あとお金集めというか、ファンドレイジングの仕事をしてきたこともあって、日本に戻ってきてから、いろいろなホールの方々との接点としては、ファンドレイジングの研修などでいろいろなところに伺わせていただいたりということがありました。とはいったもののホールでの勤務経験というのはございませんので、今回、皆様の御意見を拝聴しながら、どのように考えるべきなのかということをお自分の中でも構築していきたいなと思っておりますので、お付き合いいただければと思います。どうぞよろしく

お願いいたします。

【栗原座長】 伊藤委員、ありがとうございました。

それでは、箕口委員、お願いいたします。

【箕口委員】 こんにちは、箕口一美と申します。現在の肩書は、東京藝術大学大学院国際芸術創造研究科の教員でございます。大変長いので、勤務10年目にしてやっとすらすらと言えるようになりました。その前は、ずっと教員をやっていたわけではなくて、私自身は私立のホールでおおむね29年間ほど、大学に入る前には仕事をしておりまして、主に小規模ホール、いわゆる室内楽専用ホール、最後のホールはサントリーホールなので大きいホールだと思われるかもしれないんですけども、そこにあるブルーローズという小さいホールの企画・運営を最後はやっておりまして、どちらかという、ずっと私立畑の劇場というよりは音楽堂の仕事をしてまいりました。

ただ、90年代の終わりぐらいに、地域創造というところが始めた公立ホール音楽活性化事業というものの立ち上げのときに関わらせていただいて、そこからほぼ多分8年か9年ぐらい、各地の公立ホールで演奏家とともにアウトリーチ活動を行うという企画のところで随分お手伝いをさせていただいたことを通じて、公立文化施設というところの面白さと、それから直面している問題点というところは、外部の者ではありましたがけれども、見聞きしてまいりましたというところが大体の経歴でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【栗原座長】 箕口委員、ありがとうございました。

それでは、議題に入ってまいりたいと思います。

指針の条文の確認を行っていきたいと考えているんですけども、前回欠席だった方もいらっしゃるので、ちょっとだけ補足させていただくと、このワーキンググループというのは、基本的にこの指針の改定というか、これを直していこうというのが一番の大きな目的と聞いております。それと同時に、皆様の様々なバックグラウンドをお持ちの委員の方々の御見識というものをおっしゃっていただくことによって、これからの文化庁の何らかのいろいろな施策等に反映される可能性がございますので、そういった意味での忌憚のない御意見をいただくということを通じて、このワーキンググループの会議を進行していくという形になっております。

ですので、今回はその一番大きな目的である指針の条文を事務局のほうから解説いただくんですけども、その説明、また確認作業が終わりますと、委員の皆様から御意見をい

ただのことになりますので、聞きながら、あと何か言うことはないだろうかと考えておいていただいて、最初にオンラインの林先生や金森委員などに多分先にお伺いしてしまうと思うので、説明を聞きながら、何か問題点がないかなと思って探しながら聞いていただくと大変助かります。

それでは、事務局から御説明をよろしくお願いたします。

【事務局（吉光）】 ありがとうございます。では、資料3を御覧ください。

まず、一枚紙のほうですけれども、本ワーキンググループでは劇場・音楽堂等について審議いただくことになっておりまして、特に「劇場・音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針」などを含む劇場・音楽堂等への支援の在り方についての検討を主要な議題としていく予定です。

委員の皆様におかれましては、劇場・音楽堂等に関する具体的な個別のテーマについて、専門性の高い議論を行っていただければと考えております。

当ワーキンググループにおける検討内容につきましては、文化施設部会に対して栗原座長及び石田座長代理より適宜御報告をいただくこととしておりますので、よろしくお願いたします。

では、パワーポイントの資料のほうに入らせていただきまして、ここからは具体的に現行の指針を見ていければと思います。文字ばかりの資料になっていまして恐縮なんですけれども、まず1枚目、このページには目次を載せております。指針の全体像としましては、前文があって、まず第1が定義、第2が設置者又は運営者の取組に関する事項、第3が国、地方公共団体の取組等に関する事項という構成になっております。

次のページから指針の本文を載せております。この資料のつくりですけれども、左半分に現在の指針の条文を一部省略した形で載せておりまして、黄色のマーカを引いているところは、特にポイントになりそうなところをハイライトしております。右側には、前回のワーキンググループでいただいた御意見を指針の内容に関連させるような形で並べさせていただきました。

御説明させていただく際に、机上に置かせていただいている「劇場・音楽堂等の活動状況に関する調査報告書」の関連する部分についても、適宜簡単に御紹介させていただきながら御説明できればと思っております。

では、まず2ページ目から3ページ目が、指針の前文になっております。前文では、指針の目的として、マーカを引いている部分ですけれども、「目指すべき方向性を明らかにす

ることにより、劇場、音楽堂等の事業の活性化を図ろうとするものである」とされています。

また、「劇場、音楽堂等は、人的体制により構成され、創意と知見をもって実演芸術の公演を企画し、又は行うこと等により、これを一般公衆に鑑賞させることを目的とするものである」ということが書かれています。

さらに、劇場、音楽堂等の役割として、文化芸術を継承、創造、発信する場であり、地域の文化拠点である。心豊かな生活を実現する場、社会包摂の機能を有する基盤として、活力ある社会を構築するための大きな役割を担っているといったことが書かれております。

そして、「新しい広場」として、地域コミュニティの創造と再生を通じて地域の発展を支える機能や、国際社会の発展に寄与する「世界への窓」としての役割を持っており、言わば公共財ともいえるべき存在であると位置づけられております。また、実演芸術は無形の文化遺産であるという実演芸術の意義についてもここで触れられております。

右側半分を見ていただきますと、前回、関連する御意見としましては、指針の在り方に関するものとしては、指針ができて以降の十数年で環境が大きく変わって、コロナ禍とか、これから起こる人口減少というものがどのように影響を与えるのかといったところを認識する必要がある。

また、ジェンダーギャップやハラスメント、フリーランス法の施行などについても意識する必要があるといった御意見がありました。

さらに、全国一律でこの指針を適用するというのはなかなか難しいのではないかと、もしくは小さな館にも配慮して、使えるものになるとよいのではないかと、関係団体や館へのヒアリングを行った上で、現場の声を生かしていくべきではないかという御意見もいただいております。

劇場等の機能や在り方に関する御意見としましては、劇場の存在意義や運営理念の充実を図るべき、抜本的な劇場の在り方を考え直す必要があるのではないかと、劇場は実演芸術の場であって、芸術性にたどり着くための時間と場所を確保できる場であるといった御意見をいただいております。

次のページをおめくりいただきまして、3ページ目、前文の続きになります。まず左側ですけれども、地方においては、多彩な実演芸術に触れる機会が相対的に少ない状況が固定化しているという課題が書かれております。この指針は、こうした諸課題を克服し、劇場、音楽堂等の事業の活性化を図ることを目的として、設置者又は運営者が取り組むべき事項

を定める。また、新たな課題等が生じた場合には、これを見直すとされております。

前回いただいた御意見としましては、地方の課題として、文化芸術に触れる機会が少ないとか、地方では特定分野の公演が行われず、創客、つまり観客側の育成にも課題が生じる。あとはスタッフの不足といった課題が挙げられておりました。

続きまして、下半分ですけれども、ここから第2に入ります。

第2の1、運営方針の明確化に関する事項になります。ここでは、設置者は、運営方針を長期的視点に立って明確に定めるとともに、必要に応じ適切に見直すよう努めることとされております。

昨年度の調査結果ですと、施設の運営方針に関しては、設置者が策定しているところが約52%、運営者が策定しているところが23%、策定していないというところも約25%ございました。

ページをおめくりいただきまして、次が第2の2、質の高い事業の実施に関する事項になります。

まず(1)では、設置者又は運営者は、設置目的や運営方針を踏まえて実施事業を適切に決定し、また、創造性及び企画性の高い事業、特色のある事業、利用者等のニーズ等に対応した事業を実施することとされております。

具体的にアからエまでの記載がありまして、アとイについては、公演の企画・実施の実績がある劇場と、それ以外の劇場、音楽堂等ということで、それぞれの取組が記載されています。またエに関しては、年齢や障害の有無にかかわらず、より多くの利用者が鑑賞できるような様々な工夫や配慮を行うとされております。

(2)ですが、こちらには適切な評価基準の設定と、長期的な視点も踏まえた評価の適切な実施、評価結果を踏まえた事業の見直し、定量的指標のみでは測り得ない実演芸術の定性的側面に十分に留意することといった記載がございます。

ここに関連する調査結果、各施設の状況を御紹介しますと、まず主催文化事業を実施しているのは全体の82%で、そのうち自主企画制作で行っているのが67%、ジャンルとしては音楽が最も多くなっておりました。

また、事業運営の課題についても聞いておりますところ、半数以上の施設で事業を企画・実施するための人材が不足していると回答されています。また、予算の確保とか、長期的視野に立った継続事業が実施できないといった課題も挙げられているところです。

また、昨年度調査においては貸館事業についても聞いておりまして、全体の97.6%が貸

し館事業を実施しているという状況になっておりました。

前回ワーキングでの御意見ですけれども、資料右側にありますが、事業の在り方に関する御意見、劇場ごとの役割が違っているといった御意見、社会包摂に関する御意見では、社会包摂に取り組んでいる館はまだ3割程度なので、より多くの劇場が取り組めるようにできるとよいといった御指摘とか、評価等に関する御意見も出されておりました。

次のページに進んでいただきまして、3番の専門的人材の養成・確保及び職員の資質の向上に関する事項になります。

(1) では、必要な能力としまして、企画制作する能力、施設・設備を運用する能力、管理運営能力、実演芸術を創造する能力の4つが挙げられております。劇場、音楽堂等における専門的能力を有する人材の養成に関して、ほかの劇場や関連団体等と連携した研修の実施などについて、指針には記載されております。

また(2) では、必要となる専門的人材の範囲の特定とか、職制を明確にした上での人材の配置などが求められております。

(3) については、関係機関と連携した職員の資質向上等が記載されております。

人材に関しての各施設の状況ですが、運営の責任者は95%の施設で置かれている一方で、芸術に関する責任者が置かれているのは8.6%にとどまっているという状況です。

また、専門的人材を十分確保できているかという設問に対しては、確保されていないと回答した施設が65%程度となっております。規模の小さな施設ほど確保できていないと回答する割合が高くなっておりまして、課題としては、財源の不足とかノウハウの継承といったところが調査では挙げられております。

人材養成事業を行っている施設は約22%、事業別に見ますと、館が自ら行っているところが15%、ほかの施設や大学との連携で行っているというところが20%程度という状況になっております。

各委員からの御意見では、実践を通じた人材育成の必要性とか、管理運営する人材と専門人材とのバランス、専門家が常駐することでノウハウの継承が可能になるといった御指摘とか、人材不足に関する課題についても御意見をいただいております。

続きまして次のページ、6ページ目ですが、こちらは普及啓発に関する事項になります。

(1) では、普及啓発事業の利用者への周知と適切な実施について求められておりまして、例えば鑑賞機会の提供にとどまらず、利用者が参加する取組を行うこと、関係機関と連携した利用者の社会参加の機会の拡充といったところが求められております。

(2) では、児童生徒に対する鑑賞機会の提供について記載がされております。

普及啓発事業の実施状況としましては、実施割合としては全体の47%で実施されておりまして、内容としましてはワークショップが35%、アウトリーチが約29%という状況になっております。

前回いただいた御意見としましては、文化芸術は触れる機会が大事であって、機会が増えることで価値の向上とか需要の高まりにつながるといった御意見のほか、最近になりますけれども、地域での鑑賞機会が少ないとか、専門人材の重要性といった御意見もいただいております。

次のページに進んでいただきまして、第2の5、関係機関との連携・協力に関する事項になります。

総論として、他の劇場、音楽堂等や実演芸術団体、教育機関等との連携・協力を進めることとされておりまして、具体的な例としましてアからエが挙げられております。例えば、連携内容の協定等による文書化、所在する地域にかかわらず目指す方向性の一致する機関との連携・協力、それから共同制作、巡回公演の実施、また国立の劇場との連携についても記載されているところです。

前回の御意見では、連携の在り方の変化を踏まえた議論を行っていくべきではないか、中核的な劇場を中心に連携することで、自主事業もしくは単独の館ではできないような人材育成とか、社会包摂事業などが可能になるといった御意見をいただいております。

次の8ページ目に進んでいただきまして、まず第2の6、国際交流になります。指針では、地域に居住する外国人や訪日旅行者等との交流、海外の劇場、音楽堂等との交流、海外からの芸術家の受入れ、海外公演の招致や国際共同制作等について推進することとされております。

ここについては、相手国や近隣の国際情勢の変化なども踏まえる必要があるといった御意見を前回いただいております。

下のほうへ行きまして、第2の7、調査研究に関する事項になります。

指針では、実演芸術の動向、事業の効果、利用者等のニーズや評価等に関する調査研究機能の強化に努めるべきとされております。

ページをおめくりいただきまして、9ページ目に進みます。こちらは経営の安定化に関する事項となりまして、まず(1)では、実演芸術に関する関心を高めて利用者の拡大を図ることとされております。そのために、調査研究の成果の活用とか、劇場、音楽堂等の社会

的意義や事業内容の広報、鑑賞者の育成、観光や社会福祉等との連携などが例示されております。

(2) では、多様な財源の確保、例えば助成金とか融資の活用、寄附金の活用、賛助会員制度の構築などが挙げられております。

(3) では、要望への対応ということで、ニーズを捉えた事業実施などが求められております。

各館の財務状況に関して、直近の決算状況ですと、直営や国立の施設における収入に関しては、一般財源が最も多くなっておりまして、次いで事業収入、貸館収入、補助金・助成金と続いております。

指定管理の施設においては、指定管理料が最も多くなっておりまして、次いで利用料金収入、事業収入、補助金・助成金となっております。

支出に関しては、直営施設、指定管理施設ともに管理運営費が最も多くなっておりまして、次いで事業費、人件費といった順番になっております。

右側ですが、前回の御意見としましては、劇場は採算的には厳しい施設であり、民間活力の活用というのなかなか難しいといった御意見や、PPPに関して、事業者にとってもビジネスチャンスであるが、最初からPPPありきではない議論が必要ではないかといった御意見をいただいております。

駆け足ですが、10ページ目に進んでいただきまして、安全管理に関する事項になります。

(1) では、定期的な保守点検や改修に当たっての設置者と運営者の責任と役割分担について記載されております。

(2) では、規定と体制の整備、(3) では、非常時における対応について書かれております。前回の会議では、障害のある方や要配慮者のためのガイドラインの整備といったことも必要ではないかとの御指摘がございました。

11ページ目に進みまして、こちらは指定管理者制度の運用に関する事項になります。指針では、指定管理者制度の趣旨について述べた上で、設置者は、創造性や企画性が事業の質に直結するという特性を踏まえた上で、方策を検討することとされております。

指定管理者の導入に当たっては、専門知識や技術を有する指定管理者を選定すること、そのための選考基準や選考方法を十分に工夫すること、適切な指定管理期間を定めること、自主事業を協定どおり適切に位置づけることなどが留意事項として挙げられています。

施設の現況としましては、全体の61.5%が指定管理者制度を導入しておりまして、政令

指定都市では約92%が導入しているという状況になっております。

指定管理者の種別としましては、公益財団法人が約半数48%、共同体が約20%、営利法人が約16%という状況になっております。

指定管理期間については、5年以上6年未満というところが75%となっております。

指定管理についての御意見としましては、人事異動があるので、ノウハウがなかなか残っていないという課題があり、人材の長期的な雇用も考えていかなければならないのではないかと御指摘をいただいております。

次のページをおめくりいただきまして、ここからは第3、国、地方公共団体の取組等に関する事項で、このページではまず国に関する事項についてになります。

アからサまで列記されておりますが、環境の整備、必要な施策の実施、関係団体との連携・協力、財政上等の措置、国際的に高い水準の実演芸術の振興、必要な知識・技術の提供、国際交流の促進、地域における実演芸術の振興、人材養成や職員の資質向上のための施策の実施、国民の理解や関心を深めるための教育や普及啓発、学校教育との連携といったところが挙げられております。

次のページが地方公共団体の取組についてです。国と似たような書きぶりが並んでいますが、地域の特성에応じた施策の策定や、区域内の劇場、音楽堂等の積極的な活用、国や関連団体との連携、財政上等の措置、地域の特性に応じた地域における実演芸術の振興、人材養成と職員の資質向上、国民の関心・理解を得る施策の実施、学校教育との連携といったところが挙げられております。

指針の最後、第3の3については、ここでは関係機関の協力を求めた記載がございます。

以上、大変駆け足になりましたけれども、現在の指針にどういったことが書かれているかということを一通り御説明させていただきました。

この後、前回のワーキンググループでの資料を何枚かつけておりますが、参考資料として、この後の御議論をいただく際に御参照いただければと思っております。特に最後の17ページについては、前回、見直しの方向性の案ということでお示した観点を5つほど並べておりますので、こちらも御議論に当たって改めて御参考いただければ幸いです。

資料3に関しての事務局からの説明は以上となります。

【栗原座長】 御説明、ありがとうございました。

指針の改定ということを行うわけですが、前回の指針が平成25年につくられているということで、時代が随分変わってきて、様々なことが変わってきたことを踏まえての

議論ということになるだろうと。それから前回、コロナ禍とか、人口が減少していく中でどう対応すべきであるかといったキーワード的な御発言もいただきましたけれども、そういうことも踏まえまして、皆様からこの指針をどのように見直していったらよいだろうか、または劇場や音楽堂等についての未来に向けてといたしますか、その在り方についての幅広い御意見というものがもしございましたら、併せておっしゃっていただければと思います。

一旦、1人3分ぐらいの感じでお話しただいて、言いたいことがいっぱいあるんだという方はまた後からでも全然大丈夫なので、取りあえずは少しずつ皆さんに御意見をお伺いしたいなと思いますので、先ほど申し上げましたように、オンラインの先生のほうから少しずつと思っているので、林委員、聞こえていらっしゃいましたら、まず、よろしく願いいたします。

【林委員】 大分大学の林です。よろしくお願ひします。議論は、この資料に基づいて進めればよいということですか。そのあたりが聞こえておらず。

【栗原座長】 原則としては、この資料で今御説明いただいたこの指針というものに対して御意見をいただく、または、それだけではなくて、劇場や音楽堂についての在り方について、ほかに何か御意見がございましたら、それを加えても問題はないということで、よろしいでしょうか。

【林委員】 分かりました。ありがとうございます。

今回の2ページ目にありますコミュニティですが、今回書かれたコミュニティは、同じような属性の方が集まっているような、人の集まりを示しているのならば、そのコミュニティによってニーズや望ましい形というのは大きく異なってきます。2ページ目のコミュニティの創造と再生を通じて地域の発展というところですが、それを実現するためには、それぞれのコミュニティに対してのニーズや望ましい形なども検証していく必要があります。

次に、指定管理者制度です。これは以前少し議論になったところだと思ひますが、指定管理者というのは公民連携の一形態になりますので、重要な点は、今回の劇場などの目標が何か初めにあって、その目標を実現するために、最小の経費で最大の効果を上げることができるかということが重要になります。指定管理者を含めた外部委託は、コストの削減を目的とされていることが多いと思ひます。コストの削減はもちろん重要ではありますが、最大の効果を上げるためにはどのようなサービス供給システムが望ましいのかを考えた上で、民間の力を導入するほうがより効果的であるというエビデンスが初めて公民連携、指定管理者制度、PPPなどの推進が必要になります。したがって、前回のお話でも

ありましたように、最初からPPPありき、指定管理者制度ありきではなくて、どのようなサービス供給が望ましいのかを検討した上で、望ましい形を考えていかないといけないのではないかと考えております。

また、調査・研究のところに入るかどうかは分からないのですが、私がこれまで行った博物館等の文化施設の研究で気になるのが、各施設によって行われているアンケートです。各施設によって、アンケートの形式や質問項目がそれぞれ異なっていたり、費用に関してのデータなども分類が異なっていたりして、施設間の比較がなかなかできない状況です。ほかの施設と比べたときの強みや弱みを調べたり、ほかの施設をまねる、参考にしたりするときなどにも、各項目が異なるのでどの施設を取り上げるべきなのかの判断がつきにくくなります。施設の間で同じアンケートをした結果、自分の施設ではここが足りていないけれども、同じアンケートをとったこの施設のここが優れているからそこを参考にしようといったように、アンケート調査やデータ収集の項目を統一で実施すると比較をしやすく、各施設の運営の方向性を示すことができるのではないかなと思います。これは各施設の取組というよりは文化庁が主体となってしていくことによって、それぞれの施設の特徴が分かりやすくなると思います。

今回、この支援についてもですか。

【栗原座長】 支援について。はい。

【林委員】 分かりました。支援ですが、国や自治体からの支援は、税金が使われています。経済学の視点から、入館料とか使用料は利用者の便益に対応するものになります。一方で、税金を使う支援に関しては、社会的な便益、外部性に対応していて、最適な支援によって最適供給が可能になります。なので、利用者の便益に対しては入館料、ただそれも安くなってしまうかもしれませんが、入館料が必要であり、国や自治体からの支援に関しては、社会的にどのような効果を与えているのか、つまり外部性、社会的便益がどれくらいあるのかを考えていく必要があります、それに応じて支援を考えていくことが必要だと考えております。

まとまりがなく申し訳ないですが、以上です。

【栗原座長】 ありがとうございます。

コミュニティについては、事務局でこういうものだという概念は特にはないですね。

【事務局（吉光）】 はい、特にありません。

【栗原座長】 分かりました。それでは、ここにあまり言及することはなく、次に進め

ていきたいと思います。

それでは、金森委員、聞こえておりますでしょうか。

【金森委員】 金森です。

【栗原座長】 よろしくお願ひします。

【金森委員】 よろしくお願ひします。これは前回もお話したことなんですけれども、結局この国に劇場と呼ばれる公立文化施設がどれほどあって、その中でどれほど多種多様な事業が展開されていて、それがどれほど地域ごとに異なっているかということ、一つの指針において方向性づけるということの限界が、もう既に見えているのではないかと気がするんですよ。だから、幾つかの集団に分けて、要するにこういうタイプの劇場、こういうタイプの音楽堂とかと分けて、そのグループごとに何が課題であって何が必要かという議論をしていったほうが有用なんではないかなと。

多種多様な地域、劇場、事業、それらをまとめて効果があるような何かを考え、発言をし、それを選択していくというのはどうしても無理があるような気がするんですよ。それで結局何も変わらなかったのがこの30年間だったと思うんです。なので、ぜひ、これから新しい劇場の在り方を考える、音楽堂の在り方を考えるという上では、そういうグループ分けをして、フォーカスを明確にして議論を進めていったほうがいいのではないかなというのが私の意見です。

【栗原座長】 ありがとうございます。

そのとおりと言ったらいけませんけれども、そういう部分もありますよね。全てがそうだとはいいませんけれども、もちろん私もそういう部分があるというのは全く否定できないし、本当にまちの公民館みたいなところから国・県レベルのところを同じ目標で全て同じようにやるということには無理があるだろうというお考えというのは、そのとおりの部分が大きいわけですよ。

バランスとしては、今回の事務局のほうでも、どこまでそういったグループ分けが、グループ分けという言葉が適切かどうかは分からないですけれども、目標というものを本当に一つでよいのかという議論はあってもいいのではないかなと。県なら県、市とか区でも、大きなところも小さいところもあるんですけども、全部グループ分けを完全にしてしまうのが正解かどうかというのは僕らも何とも言えないので、その下のグループみたいになってしまうのもそれはどうか。補助金などは特にそうやって分けて補助金を出しているところもありますので、大きな劇場がより有利になっていくんだろうなという思いもあるの

で、何が適切かというのは今この場で私が言うことでもないし、皆さんで議論していくことでもあると思うんですけれども、委員のおっしゃっていることは本当にそのとおりの言い方はあまり僕が言うてはいけないのかもしれませんが、そういう部分が本当に大きいので、これは皆さんでも、小さな劇場でも大きな劇場でも全て統一と必ずしも限らなくてもいいということをちゃんと踏まえて、今の意見を反映したようなものにできたら、それは一番いいのではないかなと思いますので、その辺はこれから協議していくということになるんだろうと思います。ありがとうございます。

それでは、オンラインではない先生方に御発言いただくかなと思って、名簿を見て、また相変わらず五十音の反対のほうから行って、山口委員のほうからまずお願いいたします。

【山口委員】 ありがとうございます。今日も最初に話があるのではないかなと思って、心しておりました。東京二期会の山口です。

まず、私の関係する分野としては総合舞台芸術であるオペラ、バレエにずっと携わらせていただいているのですが、その中で、例えば資料の指針に関しての7ページのところの関係機関との連携・協力に関する事項のウのところの「他の劇場、音楽堂等及び実演芸術団体等と連携・協力し、共同制作、巡回公演、技術提供」という部分に関して、この指針が出たことにより、私どもの団体としても、この指針に沿った推進をしておりました。特にオペラなどは結果的にかなり共同制作というものが実現し、その中でも大規模な共同制作では、海外の一流のアーティストと劇場と芸術団体が組んで高いレベルのものが行われて参りました。当初は指針もありましたので大きな予算が動いていたのですが、だんだんと予算が縮小化されていきました。当初は、例えばグランドオペラのようなもの、最初は『トゥーランドット』、あるいは『アイダ』と本当に大規模なものを上演し、海外のアーティストを巻き込んだトップレベルのものをやっていたのですが、年数を経て、予算も少なくなっていく中で、なかなかそういう演目ができなくなっていきました。現状としては、共同制作はオペラに関しては簡素化したコンサート形式あるいはセミステージのものだけが残っているという現状になっております。

これも、先ほどの金森委員のお話にもありましたが、分野によって、また作品によってもお金の規模の大小というのが必ずあり、オペラの大規模なものをするということになると、それなりのお金と予算が基本的にかかります。予算そのものがなくなってくるとその開催自体ができなくなってしまう。一度指針により大きな予算化をいただいたのです

が、それから年々と小さくなってしまっております。結果として現状では、このような各劇場、音楽堂では大規模なオペラ公演やグランドオペラ共同制作のようなものは、ほとんど今はできない状態です。その日に仕込んでその日に本番をやるとか、あってももう1日ぐらいで、舞台できちんと演じ、実際にオーケストラピットを使って大きな舞台でしっかりとフルオペラを上演するというのが今現実的にはできなくなってしまっております。指針として一度示していただき、そこから予算化いただくことは、すごくありがたいのですが、分野によっては、3年間予算が出た後は、自分たちだけで入場料収入のみで賄っていく完全な自走を求めるとするのは非常に難しい現実があります。世界的な視野で見ても総合舞台芸術であるオペラ、バレエを助成がない状態でやれているところはほとんどないと思います。分野によって、共同制作などを含む指針を推進していただければ、そのような支援の継続性の面に関しても少し検討内容に入れ込んでいただけると、ありがたいと思っております。

後、また人材育成の話も今日、皆様から出てきていますけれども、そのようなオペラとかバレエとか大規模なものを上演するための劇場の技術や制作スタッフの人材育成の観点からすると、実際に公演に携わることでしか人材育成できないと考えております。

オペラやバレエといった大規模公演に対するスタッフの育成の観点からみると、劇場スタッフが実演芸術団体のみならず、海外の一流のアーティストも含めて、その劇場という大きな社会の中で育っていく、いわゆる環境の中で育成されていくため、現状のように大規模公演行われなくなってくると、人材育成が今行われることが難しくなっています。このままいくと本当に各劇場が対応できる人材がいなくなってしまうと困るという危機感が大変あり、指針の策定により一度大きく推進しつつも、現状を踏まえつつ再びどうやったら活性化できるのか、を常に考えております。もちろん、それは芸術団体側、また劇場、あと設置者である地方公共団体とも話していかなければいけないことだと思うのですが、現状の課題を認識し、この指針に書いてあることはなかなか実現が難しいところをどうやって指針を改定することにより実現できるのか、をお話していきたいと思っております。

あともう一つは、10ページの9条、安全管理等に関する事項というところで、「施設・設備の定期的な保守点検等を適切に行う」、これは下にもあります施設・設備の改修等についてということに関連しますが、実際には、大規模な劇場は、どこに限らず、劇場は数年に一度は改修をしていかなくてはいけないのですが、ここで課題となるのは、改修の時期というのが非常に問題で、今、我々オペラ・バレエ界においては、東京文化会館が2026年に

閉まってしまって、3年間開かないということに加えて、文化村のオーチャードホールも今渋谷の再開発で閉まっています。神奈川県民ホールは耐震強度の関係でこの間閉館してしまい、建て直しには8年あるいはもしかしたら10年ぐらい先ということになってしまっている状態です。

我々の分野の継続において、定期的な保守点検や改修等の安全性は絶対大事で、それをうたっていることは大事だと思うのですが、ただそのタイミングというものは、国や劇場関係者相互の中でしっかり連携を取っていただきたいです。まさにそれが期待されるのは、12ページにある「国、地方公共団体の取組等に関する事項」というところで、イですが、「国が設置者又は運営者、実演芸術団体等その他の関係者及び地方公共団体と相互に連携を図りながら協力するよう努めること」とありますので、国と劇場設置者である地方公共団体が、改修によって特定の芸術分野の実際に上演できる劇場がなくならないように、連携・協力というところを推進していただきたいと思っております。

とりわけ国にはイニシアチブを取ってもらいたいと思っております、各地の大規模なホールに限ってみると、その県に1つということもあり得ますので、その連携は国の役割として期待されます。

劇場がない限りは実演芸術の上演はできず、発展や継続自体も止まってしまうこととなりますので、安全管理等に関する事項は大切ですが、それにプラスしてしっかりとした連携というものについては、今後国を中心に組んでいただけないだろうかというのは、今思っている点でございます。

以上、お話しさせていただきました。

【栗原座長】 ありがとうございます。

確かに、1回だけではなく、日本のオペラ・バレエをやる人たちにとっては、東京のホールが本当になくなってしまいますから、しばらくは本当に受難の時代が続くので、おっしゃりたいことはよく分かります。

それでは、次の委員の方は箕口委員ですね。ではお願いいたします。

【箕口委員】 実はこうしたディスカッションに参加するのは初めてなので、一体どこから話を始めていいのやらということで、今、ついに文化振興基本法まで開いてしまいました。学生と一緒にこれを読んだり、特に振興基本法から基本法になったときに一生懸命勉強したりとかということもあったので、いささか記憶のあちこちに文言が引っかかっていたので、今ひっくり返したら、そうだったと思ったりしたんです。第3条、国の責務とい

うところがあるんですけども、本会議はというか、本ワーキンググループの役割を一応確認させていただきますと、この国の責務というところに、要するに国としてはこれをやりますよねということの一環として開かれている文化審議会であり、その中の特に劇場、音楽堂の様々なそれに対する施策、活性化の取組に関する指針を考えるというのが今日の集まりの趣旨ということで、これは基本的によろしいでしょうか。

【栗原座長】 はい。

【箕口委員】 分かりました。では、これは文化芸術基本法に基づいてのディスカッションですね。すごくそれを大事だと思っている最大の理由は、今回この指針についてディスカッションを行おうということになっているのは、いささか古くなっている、実情に合っていないのではないかと、多分その見直しを含めてだと思うんですけども、どうしても指針というのはそうになってしまうのかもしれませんが、指針として列挙されている目次のところを見ていると、いわゆる指定管理者選定評価委員というものを今5つぐらいやっております、もうこれが透けて見えるんです。いわゆる指定管理者に、こういうことをやりなさいと、設置者、だから例えば県、市、区のレベルでの設置者の出してくるいわゆるスペックに対して、指定管理を引き受けているところが、私たちはここまでできていますよ、やっていますよということをアピールするのが評価委員会なんですけれども、現場は物すごく疲弊しています。

そのために言うっては指定管理者制度そのものを否定するような言い方で申し訳ないんですけども、その仕組みそのもののためにこれだけのことをやらなければいけないということを多分この基本法では、国の責務を定めると同時に、次には地方自治体の責務ということで、文化政策等々の都道府県市町村、村はどうか分からないけれども、都道府県市町村のレベルでの文化政策をちゃんと立てて、それに合わせて様々な運営をなさいという大きな立てつけが今現場を疲弊させているという現実の大本になっているものを今議論しているのだと。先ほど金森委員がおっしゃったとおりで思いますが、絞って考えていかないと、このワーキンググループでのディスカッションなり皆さんの発言なりが、現状に対して何らかの改善をもたらすような方向性を出すことを期待されていますかね、座長。

【栗原座長】 一応、出すことが期待されているから出すということですから。

【箕口委員】 では、そういう意味で言うと、実は資料4のところを見ると、一つ一つちゃんと考えていきましょう、この先にと書いてありますから、どこが問題なのかというの

を洗い出すという作業をしていかないといけないのではないか。それには、昨日の夕方に資料が来ると大変つらいです。結構頑張って読みましたけれども、今改めて御説明を受けながら頭の中を右へ行ったり左へ行ったり、基本法まで遡ってみたりしましたけれども、こういう時間をできればもう少し私たち自身が取れるように、せめて1週間前ぐらいには資料を頂き、かつその論点について、今回はこれの部分のここについて問題を出し合いましょう、触れましょうという合意があらかじめできていると、この先のディスカッションがもう少し具体的な形になるのではないかというのを今すごく感じながら聞いておりました。

前回のワーキングの御意見でも、劇場指針は星座のようなものでありつつ、小さな館にも配慮し、予算獲得や課題に対して使えるものになるとよいという御意見が出たとありますが、全く同意見でございます。全国を地域創造の活動で動いていくと、いわゆる県レベルのホールから人口1,000人の町に定員500人のホールを建ててしまったところまで、本当にいろいろな場面に出会うことがあって、それぞれの場所でみんな考えていて、要するにサボろうと思っているわけではないけれども、できることとできないことがあって、こう言われましても、でも自分たちとしては、最終的には公立文化施設の役割というのは、そこで生まれて育ってそこに住んでいる人たちの裨益というものを公立の施設は必ず考えなければならないというところは多分動かないと思うので、そこに向けて、大小全部のホールあるいはそういうものに全部当てはまるような指針を出すのは難しいと思いますけれども、そこら辺にも目配りが利いた、全ての事項を、うちのホールは例えば1と4と7は頑張るぞみたいな選び方もできるような物の言い方みたいなものを、それは地域の実情に合わせる、そしてその地域の実情というものをどのように洗い出すかというところの責任をどこが持つかということも含めて、多分、国のレベルでそれやろうと思うと、文化庁の方もそれこそ寝られなくなってしまうと思いますので、分業で、それこそ市町ぐらいのレベルのところまでブレークダウンできるような方向性みたいなものをこの指針で出せるんだったら出してほしいと思います。

実は、ここで足りないという、今回テーマとして出てくるバリアフリー、社会包摂ということも、地域に寄り添うホールであればあるほど、先ほど地域コミュニティという言葉の曖昧さをどなたかが指摘されていたかと思うんですけども、地域コミュニティというのは顔の見える関係性だと思うので、ということが一番現場に近いところですから、ここで地域コミュニティというものを使っている国の責任を明確にして、その定義というか、

地域コミュニティというのはこういうことを意図してここで語っているのであるとかということも明確にしていったらいいのではないだろうか、すみません、今分かったこともたくさんあったもので、全体の感想にしかありませんが、ただ最後に一つだけ言わせてください。

先ほど指定管理者制度の話がちょっと出てきていましたけれども、指定管理者制度を語る時にいつももやもやとしていることは、民間にノウハウがあると思われているということです。私自身はいわゆる民間のホールにいましたので、そして指定管理者を受ける企業の隣ぐらいにいた感じもあったので、分かるんですけども、ホールというのは極めてホールごとに全て性格も違うし、地域が違うんだから客も違うし、やらなければいけないことも違うので、民間に本当にノウハウがあるかといったら甚だ疑問なことがままあります。ということはどういうことかということ、ノウハウとここで言われていることの内容が極めて不明瞭なために、指定管理者に対しての要求というのが曖昧になってしまう。何を本当にやってほしいのかということがきちんと語られないまま、「民間のノウハウに期待する。以上」、判断停止みたいな状態になっているのも散見します。

それから、私の個人的な意見ではございますけれども、指定管理者制度の導入はコストの削減が目標ではありません。それを目標にした途端に単なる下請いじめという構造が内包されてしまいますので、これを要するに、このレベルでのディスカッションでコスト削減が目標であるということは口に出すべきですらないと思います。そういう意味では、指定管理ありき、あるいはその他のPPP等の方法論ありきの議論ではなくて、民間事業者との協働。実際問題として、地方に行けば、舞台装置に触れる人たちがどこにでもいるわけでもない、そういう人たちのまさにノウハウは必要だけれども、何がノウハウで、何が必要で、何が民間企業がすることなのかということも明確にどこかで書けると、指定管理者制度はリバイブすると思います。今のままだと、単なる、区役所では忙しいからここに任せて、後で3年に一遍ぐらいろいろ話をして、後は知らないという使い方になってしまうのではないかとことをよく感じたりもしておりますので、すみません、まとまらなくて申し訳ないですが、初めてなもので、一体どこから手をつけていいか分からないということでこんな発言になりましたが、以上でございます。

【栗原座長】 ありがとうございます。初めてという皆さんも、出席していてもたかだか2回目なので、ほとんど同じようなものなんですけれども、座長が言うことでもないんですけれども、この指針という言葉が難しいですね。つまり、改定するのが指針というも

のであって、指針とは何かという、それから、指針の下に例えばガイドラインというものがあるのであれば、そういうものの中でいろいろなことをきちんと言っていくんだらうというのが普通の考え方なのではないかなと思っていて、つまり、指針の中でどこまでそれを言うのがふさわしいのだからという、世の中における指針というものの定義があるわけではないんでしょうけれども、僕はいつもそれを何か星みたいなものだらうと思っているので、なかなか行政的にも指針に具体性を持ち込みにくいんだらうなと思うので、自分が指針をつくる時は、その指針の下にそういうガイドラインとか、そういうものもつくっていくという、それによって、細かい小さな会館や大きな会館の違うところであるとか、いろいろなことをきちんと言っていくというようなつくりをするんですけども、だからこの指針は、文化庁には文化庁の考え方というものが多分あると思うので、そもそもこれは一体どこまでやるべきものなだらうというのも多分あると思うので、その辺はまた、今のその御回答を求めるのはなかなか難しいのではないかと思います、そういうことはほとんど全ての委員が思っていることなのだからということには思っています。

指針というものが漠然としていて、それをみんなが議論したとしてもあまり効果がない部分があるよねと金森委員のおっしゃったことは多分そのようなことなのだと推察しますが、逆に言えば、指針とはそういうものなのだという立てつけもあるのだからと思うので、それを今どこまでやるかというのが、この委員会として従来の指針から一步踏み込んだような指針ができたなら一番いいだらうなとちょっと思ったりもします。全てをここで解決するのは多分、この委員でこの回数でやるのは難しいと思うし、箕口委員のおっしゃるように、本当に指定管理制度は難しいと思います。だから、それは皆さんが同じように思っていることだと、私も聞きながら思っていました。

では、恐らくきっと全く違う意見が出てくるであろう日高委員はどんな御意見をお持ちでしょうか。

【日高委員】 広島東洋カープの地域貢献アドバイザーをしています日高です。広島市に34年間勤務していましたので、そういう行政サービス面と、あとスタジアム関係の運営とか、そういったところが専門といいますか、詳しいんですが、そういう中で、ちょっと違う話をしますけれども、広島東洋カープは御存じのように親会社がないということで、東京ドームとか福岡ドームとか、ああいうドームが1990年前後に各地にできている中で、広島もドームが欲しいねという中でドームを検討しつつ、独立採算のカープがちゃんと広島でしっかり持続していくためにはどういうスキームがいいかというのを考えて、今

のマツダスタジアムができています。

大体1990年代から2000年の初頭ぐらいまで、まだSDGsの考え方がない時代にいろいろ検討して、今のスキームがあるのですが、それから2008年から全国の人口減少も始まって、少子高齢化という動きの中で、文化ホールとか、ああいったものが2,000ぐらいあると聞いているんですけども、それがそのまま更新なり維持していけるかという、多分難しいと思っているんです。そうすると、その利用状況を見ながら施設を減らすという施設の集約化というのも当然しつつ、機能を維持して充実させるというのは縮充という言葉らしいんですけども、そういう考え方も非常に重要になってくるのではないかと考えています。

行政の施策もずっとやっている中で、いろいろな施策をつくってそれを住民に説明するときに、施設をなくすというのはものすごく住民の方が反対されるんですけども、そういう中でやっていかなければいけないことをやっていくんですが、この今の指針の中でそういう施設の集約といったことの記載が何かあると、国のつくっている指針なので、基礎自治体の市町村がこういう指針に基づいて集約すると言えるので、それを後押しできるのではないかと考えています。そうすることで、少し施設は減るかもしれないんですけども、その残った施設の活性化というものにも絶対に結びつくと思っているので、そういった視点がこの指針の中にあればいいのかと思ったのが1点。

それから2点目が、今の運営と経営というのが、1番目に運営の方針があって、2番目に8番の経営の安定化というのがあるんですけども、野球場も、皆さん御存知のように今、カープもそうですけれども、楽天もそうですし、西武もそうですし、DeNAもそうなんですけれども、運営とその興行をする人が一体化して、非常に効率的で魅力的な施設になっているものがあります、実態として。アメリカでも、ホール運営と興行の主権を同じ会社がするという取組もあるということを知っていますので、経営と運営というあたりを合体化したような何か、まさにそれこそ民間のいろいろなノウハウが発揮できるのではないかと考えるので、そういった視点もその指針の中に入れてみてはどうかと思いました。

それから、金森先生が言われていましたように、いわゆるグループ分けというのも当然やるべきだと思うんですけども、それと、少しエッセンスも出ていましたけれども、都市圏の規模とか、そういった視点もあるので、何かグループ分けと都市圏の規模をクロスさせてうまく見せられるようなつくり方もできるのではないかと考えております。以上3点です。

それと、1点事務局のほうにお聞きしたいんですが、今後のスケジュールは、また後で出

てくるかも分からないんですけれども、ワーキングの1回目に特に説明がなかったのですが、今後いつ頃までにどういう感じでアウトプットを出されようとしているかというあたりがちょっと見えなくて、その辺りをもし教えていただければ、教えていただきたいなと思っております。

以上です。

【栗原座長】 では、最後の質問については、事務局からお答えできることはありますか。

【事務局（荒川）】 今後の指針の見直しのスケジュールなんですけれども、現時点でいついつまでにという期限が切られているものではございません。それにかかる時間も、どの程度の見直しを行うのかというところによる部分がかなりあると思っております。本日いただいていたようなかなり抜本的な改正を行うとなると、少なくとも今年度いっぱい以上はかかるだろうと見込んでいるところです。

以上です。

【日高委員】 分かりました。

【栗原座長】 ありがとうございます。それはどこまで行くのか分からないんですけれども。

それでは、次に鈴木委員、御意見をお願いいたします。

【鈴木委員】 国際障害者交流センターの鈴木でございます。前回で述べさせていただいた意見はもう記録していただいていますので、割愛させていただいて、大きなところでいきますと、この指針の中の大きな項目の中に質の高い事業とあるんですけれども、この質の高い事業ということの概念というか、考え方。この言葉は結構難しく、さっきの地域のコミュニティというのは今は何をどのように指すかと同じで、質の高いとは、誰が質が高いと決めるのかとか、何を基準にそれを決めているのかというのが物すごく分かりづらくて、分かりづらけれども、プレッシャーがかかる言葉だなと思います。

もう一つ大きな点でいきますと、この項目の中に、情報というのも今すごく大事なことで、劇場、音楽堂等が情報をどう発信して、どう受け止めていくかというものが入っていくといいなと。というのは、社会包摂の観点で言うところの劇場が地域の居場所になるにはその存在がしられていること、そしてそこで何が行われているかという情報が届くことが必要です。情報に関する項目もここに入れてほしいと思っています。

細かいところでいきますと、2ページ、さっきの地域コミュニティのところの少し前に新

しい広場という言葉があるんですけども、今はもうあまり広場というよりも、よく使われるのが居場所という表現です。地域の方どなたにとってもそこが居心地の良い場所という意味で「居場所」という表現のほうがいいのかなと思います。3ページに長期的視点と書いてありますが、私はここは中長期ではないかなと思っています。長期の視点があっても、その過程で見直しを行い、計画は常にその時代に沿って変化し、変えていくべきものだと思います。ここは長期ではなくて中長期という視点のほうが、今の社会のスピードを考えると、よりいいのではないかと思います。

前は意見としては言えなかったんですけども、4ページの「年齢や障害の有無等にかかわらず」というくだりですが、「字幕を表示した公演」というのは、具体的にここだけ字幕となっているのに違和感を感じています。ここは、障害特性に応じた環境にすべきということではないかと思いました。

あと、先ほど、海外のオペラの方と共同してやるとか、そういう国際交流的なものが非常に難しいということをおっしゃっておられましたけれども、特に障害のある人の国際交流を当センターでも実施していますが、費用負担が大きいのが実情です。今年3月には作品を制作し、香港の国際芸術祭に出品しましたが、日本国内ではそのような機会は多くありません。美術分野では作品が移動する形での参加機会がありますが、実演芸術では機会が限られています。国内の芸術祭において、地域の劇場が主体的に国際交流を実施できるような環境や資金的枠組みがあるとよいのではないかと考えています。

調査研究に関するところを、社会包摂の観点から言うと、先ほどの字幕のことではないですけども、鑑賞に関する環境整備の支援が昔に比べると増えてきました。劇場さんの中でそれらを利用するときに、その質やニーズ等の検証がなかなかできていないのが現状です。文化庁のほうでこういった調査をやれる機会があれば、字幕をつけましたとか、音声ガイドをつけましたではなくて、その質や果たしてそれがニーズに合った字幕なのか、求められている音声ガイドなのかという調査をやるべきだと思います。

直接障害のある方から意見を聞くことも多いんですけども、今、民間もたくさん参入してきている中で、いろいろなクオリティーのものが出てきて、「ないほうがよかったかも」みたいなことを言われる方もいらっしゃいます。どのような人がどんな字幕や音声ガイドを求めているかという調査はこれまでなかったと思うんです。そういうことを検証していくということも大事だと思います。

以上です。

【栗原座長】 ありがとうございます。

確かに、私も安直に質が高いと書いて、統計学の教授に使わないようにと指摘されたことがございまして、耳の痛い話ですなとちょっと思っていました。

それでは……。

【事務局（荒川）】 栗原座長、1点、今いただいた御指摘の中で、事務局のほうから補足をさせていただきたいんですけれども、よろしいでしょうか。

今の「質の高い」という部分と、「居場所のほうがよろしいのではないか」と言っていた広場の部分なんですけど、劇場法の中で、既に第3条において劇場の事業というのがリスト化されておりまして、劇場法の規定を基にして、その活性化のための取組に関する指針であることから、恐らく事業というだけでは、劇場・音楽堂等であればおおむね行っていると考えられるため、それをさらに上乘せする形で「質の高い」というのをつけたのだろうと推測されます。ただ、今、劇場法の中で、第3条で事業をリスト化しているものと今の指針との間で対応するものと、していないものと、表現が変わっているものとが若干ありますので、そこは事務的に検証する必要があるかと思っております。

また、もう一つの「新しい広場」なんですけれども、これも劇場法にもともと記載のある用語になっておりまして、ちょっと珍しい構成なのですが、劇場法の前文のあたりをもう一度繰り返すような形で劇場の活性化の指針に引いているという形になっているため、もし指針のほうを直すのであれば、劇場法の表現を踏まえた上で新しい要素を書き加えていくような編集が考えられるところです。

一旦、事務局から、以上です。

【栗原座長】 分かりました。ありがとうございます。

そこまでなかなか読み込んでいないですね。劇場法を何回も何回も私たちは読んだつもりなのに、全部の条文をちゃんと覚えていないというのはありますね、申し訳ないですけども。

【事務局（荒川）】 その辺りの条文のチェックは本来、事務局側でさせていただくところですので、こういった形で御説明させていただければと存じます。

【栗原座長】 ありがとうございます。

では、伊藤委員、お願いいたします。

【伊藤委員】 ありがとうございます。伊藤美歩です。私も今日初めて参加させていただくに当たって、指針が何であるかということと、下に何かがつくのかつかないのかとか、

その辺、ガイドライン的なものが入るのかとか、その辺がまだ全然イメージできないままに、どの程度の具体性をここに持たせていくべきなのかというところで結構頭がスタックしていて、何か妙に具体的なところを、どこかだけを、もっとここがとしても、今度は逆に全体のバランスが多分すごく崩れるだろうとか、あと、先ほど金森先生がおっしゃっていたようなグループ分けというところも、ではどのようにというところで、そののそれぞれが大切にしたいことみたいなことをどう主体的にそれぞれが考えられるのか、とにかく全員が全部をカバーするのは絶対的に多分相当無理はあると思うんです。

それで、それが潤沢なお金があって人がいればできるかもしれないけれども、その両方がない中で、どのように地域の中で本当に機能をそれぞれの一定の圏内の中でそうやって重点課題的に取り組むところを役割分担していくというか、そういうことがもう既になされているというところもたくさんあると思うんです。でも、そこが、箕口先生がさっきおっしゃったように、この指針としてあるものを、自分たちはここに重点を置くんだということが言えるのは言えるんだろうけれども、それが例えば助成金とか何かお金に関わる申請とかになったときに、うちは全部カバーしていますというところのほうが、浅くても全部やっているほうが、例えばポイントが高くなるのかとか、何かそういう具体的なこととどのようにこれが使われていくのかというところが、その辺が分からないままに何か無責任に発言するということに関しての責任をとっても感じているところです。

多分、公文協さんのほうの調査報告にも、でもその課題として、とにかく持続していくためのお金と人みたいな、何かもうそこにすごく、私もこれまでいろいろなところで研修させていただく中でも、そこにいつも立ち戻ってしまうというところがあって、もうそこを具体的にどのように考えるかというところなしには、どのようにこれを進めたらいいのかということを感じています。

人材育成というところの皆さんの前回の御意見がすごく網羅的にたくさん書かれていて、特に付け加えなければと思ったことはないんですけども、今からの専門性が、何が専門なんだというところは本当に掘り下げれば幾らでも多分細分化できると思うんですけども、それもこの趣旨なのかどうかであったりとか、あとは、でも先ほどおっしゃっていただいたようなテクノロジーの話とか情報の話というのは、これが書かれたときから本当に大きく変わったところで、その中で文化芸術が多分これから果たしていく役割ということ自体が本当に変わってきていて、特に教育の中でも文化芸術が果たす役割というのは、ただ鑑賞、ここに国の役割とかで一番最後の項目に、12ページですか、国の取組に関する

事項の下のところに、学校教育において、実演芸術を鑑賞し、参加できるように機会の提供したいなものが、本当にそれ以上に多分なっているのではないかと思うんです。

本当にAIがこれだけ、全て人間がやっていることを何でもできる、それで文章さえも人間よりもうまくきっちりと全体の趣旨も考えて書けるという時代に、ではあと本当に残されたものとは何なんだろうと考えたときに、文化芸術が果たす役割というのは、ただ鑑賞するのみに全くとどまらないと思うんですよね。なので、そういうところも本当にこの期間で大きく変わったところだと思いますし、それをどのようにこの中に入れていったらいいんだろうとか、めちゃくちゃ大きな話にはなってしまうんですけれども。

あとは、これはずっとすごく個人的な悩みではあるんですけれども、お金と人で、人がいないというのは、全てこの地域に根差した活動するのも何でも人だと思うんですけれども、人件費の扱いというんですか、いろいろなところでのプロジェクトをやる上で、人件費というのは何となく悪みたいなのが、悪という言葉を使うべきではないですけれども、でも何か日本の寄附文化においても、プロジェクトに直接使ってもらえるなら寄附するけれども、それに関わる人件費になってしまうというところに対する抵抗感というのは物すごく多分あると思うんです。でも、そこが少しでも変わっていかないと……。

それで、ここでも寄附のこととか、いろいろな方からの財源を確保していくというときに、直接的な制作費には充てられるけれども、人にはあまり充てられないみたいになると、疲弊するだけ。人はもうただ、この限られた中の人だけで全部をやらなければいけないということになるので、人件費とか、何かお金をプロジェクトにつけるときの考え方として、もっと人が大切であるというところを、大きな話になってしまいますけれども、それがないと、本当の意味での寄附文化というのは、プロフェッショナルの人たちがこのプロジェクトを進めるに当たっては、そこにはちゃんとお金をつけようよという機運が上がってこない、この全部が何か絵に描いた餅みたいな感じになってしまうのではないかなというところでの、すみません、何か全然まとまっていらないんですけれども、そんなところでの感想にとどまるんですけれども、一旦これで。ありがとうございます。

【栗原座長】 本当に、人と金の問題になってしまうとそうなので、なかなか難しいところですよ。どこもお金がだんだんなくなって行って、だんだん人も、人口減少とともに優秀な人がなかなかホールに来なくなりますから、それは本当に課題なんだということはおもう皆さん実感していらっしゃるのではないかと思いますので、そういったことをちゃんとどういった形で指針の中に落とし込めるかですね。そのお金の問題、それも大小たく

さんあるので、同じ自治体でもまた大きなものもあれば小さなものもあるわけですから、なかなかそこをどのように指針というものの中に何が書き込めるのだろうかということを考えることになるんだろうと思います。

石田委員、お願いします。

【石田座長代理】 ありがとうございます。一番後ということで安心していたんですけども、そうでもないなと思い始めました。考えてきたことを言われてしまうということがよく分かりました。とは言いながら、皆さんの御意見を聞いていまして、うなずくところが多くありました。先ほどの伊藤委員のお話も、そのとおりだと思います。

座長は、指針というのは星だとおっしゃったんですか。

【栗原座長】 星座みたいなもの。

【石田座長代理】 星座みたいなもの。星座にしては、いろいろ書かれている。ということになると、これは天の川かと思ったりもしました。どこまで改正するのか、この場で意見が醸成されていってまとめる作業に、1年ぐらいはかけられそうだと安堵したところ です。

私は前回、現行の指針の検討と、それに基づいた見直しが必要だということを申し上げました。それで、今日その資料をつくっていただいているのが大変ありがたいです。今回、実は劇場法も印刷して自分で持ってきたんですけども、基になる法を我々は十分に理解した上で議論しないとならないと、皆様も今日御認識いただけたのではないかと思います。

劇場法の中で、チェックしたいところが2つあります。まずは前文です。前文に、「文化芸術の特質を踏まえ」という第1章の総則の5行前に「国及び地方公共団体が劇場、音楽堂等に関する施策を講ずるに当たっては、短期的な経済効率性を一律に求めるのではなく、長期的かつ継続的に行うよう配慮する必要がある」とあります。これを我々は踏まえて議論をしたいと思います。

それからもう一つ、劇場法の第16条です。これは今日の会議の最後でお話しになると思うんですけども、議論をしていく過程で必要になる部分だと思います。10ページ、第16条の2です。「文部科学大臣は、前項の指針を定め」と指針のことが書いてあるんですが、「又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、劇場、音楽堂等の関係者の意見を聴くものとする」とはっきり書かれています。本WGには、劇場、音楽堂等に現在直接関わっている方が、さほど多くない状況であるのは、皆さん御承知だと思います。つまり、この場に様々な関係者をお招きして、実際にお話をお聞きしながら進めていくことが最もふさ

わしいのではないかと考えます。この点を文化庁としてもぜひ考慮のうえお進めいただきたいと思います。

それから、この指針が発表されて以降起きた社会、経済、文化の変化を十分に踏まえる必要があることを申し上げます。それらには、自然災害であったり、基本法の見直しであったり、コロナであったり、地域間紛争、為替変動など、いろいろなことがあります。人口減少は前回の議事録にもちゃんと書いてくださっていますけれども、それらを見越していくことが必要です。

また、先ほども情報の話が出ましたけれども、この劇場を中核として劇場が影響を及ぼすことのできる領域を、劇場圏と私は研究者仲間と呼称しているんですけども、それを現在はITが広くカバーして、変容させている状況があります。それを踏まえた上で、例えばアート市場、音楽市場、演劇にもあるそういったマーケット、それから行政、さらに地域社会、それをどう捉えていくかということを実体的にしっかりと柱立てして議論を進めていくことが非常に重要になるのではないかと。あまり近視眼的、短期の視点にならないということに我々は気をつけていきたいと感じているところです。

今日、皆さんから具体的な事項をお話しいただいたので、私も5と6と7についてお話をします。

まず、5の関係機関との連携・協力に関する事項です。7ページのイに、「所在する地域にかかわらず目指す方向性の一致する機関との間でも連携・協力を行うこと」と書いてあります。それからさらにウに、「他の劇場、音楽堂等及び実演芸術団体等と連携・協力し、共同制作、巡回公演、技術提供その他の取組や情報交換を行うとともに、施設の効果的な活用等について検討すること」と書かれています。これは、先ほど山口委員もおっしゃいましたけれども、今後、劇場同士の関係性を考えていく際に、ネットワークや共同制作の考え方もどんどん変わっていくと思っています。その点については十分議論を尽くしたいと考えています。

事例紹介に関しましては、前回の文化施設部会、親部会で実際に行われたのですが、これは例えば、今後、考え方そのものを議論すべきではないか。つまり、共同制作の在り方は、今の日本あるいは世界の現状に合っているのかどうかを専門的見地から委員の立場で御発言いただければいいと思っています。

ネットワーク形成についてもそうです。例えば、これは少し踏み込んだ発言になるんですけども、県立や政令指定都市設置の館が、ほかの市町村や、もしかすると行政区域も

大きく超えて、巡回公演、共同制作、技術提供、さらに人的交流、人材育成を行い、そういうことによって人口減少時代に対応していく必要があるのではないかと、これについては十分に議論したいと考えています。

前回、鈴木委員がオンラインで参加されたときにそういった事例をお話いただきましたけれども、そういったことが、もっと指針を起点に議論が進んでいき、実施されていくことがあってもいいのではないかと考えています。

6番目、国際交流に関する事項です。ここに書かれています、ア、「地域に居住する外国人、訪日外国人旅行者——インバウンド等との交流を図る取組を行うこと」ですが、地域に居住する外国人については、交流という考え方の領域を超える必要があるのではないかと考えています。彼らの居場所が劇場にあるということも、今後必要になるのではないのでしょうか。

さらにもう一つ言いますと、インバウンドを取り込む劇場、音楽堂等の活動が今後もっと積極的に行われるべきであると考えています。こういったことも含めて、劇場間交流、つまり海外の劇場との関係において核となるアーティストや舞台スタッフ、マネジメント人材の交流、そういったことも念頭に置くことが我々の議論には必要ではないかと考えます。

実は私はこの日曜日に、熊本県知事も参加したシンポジウムにお呼びいただいて熊本県立劇場に行ってきたんです。熊本は、県立劇場を舞台にシアターアジアを本格展開するための動きが、今年度から始まっているということでした。アジアへのゲートウェイを九州から標榜して、館長自ら行おうとされていると伺ってきて、本当にうれしかったです。そして、そういった県レベルの館の文化事業を知事が応援していらっしゃるんです。そういう動きが起きているということも我々は知っておく必要があると思っています。国際交流は、一つ大きなキーポイントになるのではないかと、ということです。

最後です。7、調査研究に関する事項。これに関しても御発言がありましたけれども、劇場法の第3条の6項に「実演芸術に関する調査研究、資料の収集及び情報の提供を行うこと」とはっきり書いてあるんです。劇場・音楽堂のデジタル化・アーカイブ化によって、これまでの劇場・音楽堂等の活動や資源を記録保存する、つまりこれまでの財産として活動を保存するということを支援する、そういったことが今後必要ではないかと感じています。休館、改修、それから建て替え、様々建物の形が変わるときに、デジタル化して記録を残すことは、我々の記憶が薄れていく中で、その記憶の保存という意味でも重要だと思うの

です。こうしたアーカイブ化ということも念頭に置いて議論ができないかなと思っています。

ちょっと長くなりましたので、この程度にいたしますが、今後の進め方については、次の議論の場でお話があると思いますので、また発言させてください。

以上です。

【栗原座長】 ありがとうございます。

これで皆さん一通り御意見をいただいたわけですが、大分時間も押してきておりますが、何か、これは重ねて言っておきたいなという御意見がある方はいらっしゃいますか。

【箕口委員】 今、石田委員がほとんどのことをまた最後にまとめてくださったので、実は言いたいと思っていたことが10個ぐらいあったのが、2個ぐらいになりました。

これは、座長に御提案というか、考えて、今後の、この次の議題とも絡むところなんですけれども、すみません、私も本当にいろいろちゃんと物事を知らなくて、これを見ると、立てつけが全部分かるんですね。指針というのは、実は劇場法から出てきているということです。そうすると、先ほど座長がおっしゃったガイドラインというものの位置づけというのは、運用モデルといったことになるのでしょうか。

【栗原座長】 私が言ったのは、つまり指針というものにどこまで書き込むかというもののなので、これは運用モデルでなくてもいいんですけれども、例えば劇場ごとに、劇場の規模ごとに全部指針を細かく書いていくとか、そういうことは指針という性格にはちょっと合わないだろう。つまり、金森委員の指摘というのはもう根本的にそのとおりである一方、それを指針の中で書き込むのは難しい。だから、それをそのガイドラインなり何か別の細かい規定というものをつくっていくという立てつけのほうが普通なのではないかと。

ただ、ここで議論をするのが指針というものであったときに、文化庁の考え方がどこまでなのかは僕にもよく分からないんですけども、普通、通常、指針といった場合には、そこまでのものをあまり指さないのではないだろうかと思うので、この委員の集まっている中から今そういういろいろな意見も出てきているので、それはどこまで可能なのかということを中心にすり合わせながら、どこまでできるかということを議論していけばいいので、その下のものを今つくりたいとか、つくるべきだと言っているわけではなくて、そういう構造的な部分がありますよね。

だから、具体例までを全部きちんとやってしまうのはちょっと違うような気もするので、確かに指針の限界というものがあるのは、もう見ただけで皆さんも思うということだと思し、僕自身もちよっとねというところはもちろんあるわけで、そこを、では指針の中でどこまで書き込んでいくことができるのか、指針とは何かということを考えていく必要があるという意味です。

【箕口委員】 そのお話を受けて、特に抗弁しようとしているわけでは全くないんですけども、とはいえ、劇場法もかなり抽象的な、要するに最後の文章というのが「その他必要な施策を講ずるものとする」、「講ずるものとする」とあって、最後にこの活性化に対する指針について第16条で言及があり、これに取り組むための指針を定める。つまり、劇場法をより具体的にどのように運用していくのかというのを定めるものが指針だとすれば、指針というのはむしろかなり頻繁に変更することができる。現状に合わせ、現状を鑑み、頻繁に変更することができる。法律というのはなかなか変えられないじゃないですか。だからその代わりに、指針のところで現状に合わせた運用ができるように指示を出していくというものであると思えば、今回は、この前文と言われている最初の部分にこうした事情、要するに劇場法が定める、その指針を定めなさいというところにのっとり、前回の指針から何年かたって、こういう現状分析を行ったので、このような指針の方向、指針の変更を試みた。要点がちゃんと書かれており、要するに要点を明示して、今回の変更は、現状を鑑みて、ここを強調していますと。ちゃんとここをみんな考えて、ここで決めなくてももちろんいいと思うんですけども、そういう指針を受けて、こんなやり方もあるのではないかと。

多分さつき日高委員がおっしゃっていた、それこそ人口減少の現状を鑑み、これだけたくさんホールがあっても運営するだけで大変だから、ある程度規模を縮小してやらなければならない状態になっている自治体も実際に幾つも見えています。すごく苦しんでいらっしゃる。みんな長いことその地域の施設として大事にしていっていらしたという状況もあるので、大変だけれども、例えばこういうやり方で、この地域はこんな方針を出すので、ここは小さくしましょうとか、小さくする方法論としてこんなのがありますよとかいうことのモデルを少し丁寧に、こういった現状分析もできたわけですから、私は本当にこれはいろいろなところで出会ってきた実情というものをあらわに数値化してくれたとてもいい資料だと思うので、これもまさに我々の現状分析の強力なツールとして、この先1年ぐらいかかるかもと言って、1年ぐらいかけるのだったらちゃんと議論できるなと思ってとても喜

んでいるんですけども、そういう方向を考えてみたらいかがでしょうかという提案でした。

【栗原座長】 これを実際にやっていくのは、箕口委員のおっしゃったことをやっているんだと思います。僕の言っているのはちょっとその見方や角度が違うだけで、言うことは、それぞれ細かくきちんと修正していったって、今回はここをこのように修正しましょうとか、現状に合わせてこのように修正しましょうとおっしゃっていることをやるというのが今回の課題なので、そういう形になるだろうと。

その構造を変えとなれば、それはなかなか難しいかもしれませんねという意味だったので、それを一つ一つ今お話ししているのは、この事務局の方々から確認していただいている一定の作業というのは、これは合わないから、ここをこのように確認して、このように修正していきましょう、より現状に合うようにしましょうねという議論を今しているもので、そういう方向性は箕口委員のおっしゃったこととほとんど、そんなに大きく変わるわけではなくて、ただ私が言ったのは、大きくそれを、例えばホールごとに全部公開、いつも全部きちんとそこまで整えていくものができるかどうかというのは、そこまでこれやるのかどうかは微妙ですねと言っているだけであって、やることは、現実にそのようになっていくことだろうと。その中で、より多くの施設に汎用性が高いものにしてしまうということに限界があるのかどうかということは、正直ちゃんと考えなければいけないだろうと。

それはこの指針の現状に合わせて修正して、いろいろな実例を石田委員がおっしゃったように、いろいろな活動を聞いてやったとしても、全てがそれを賄い切れるわけではないので、そこはどこまでにしますかというのを皆さんの議論の中でお話ししていったって、この指針を修正していく。現状に合ったものというだけではなくて、これは少なくともまた10年改定されないであろうということも多分あるでしょうから、未来のことまで考えて、私たちが考えたことが10年後、下手をしたら15年後でも生きてくるような形で、でも今のことだけというよりは、そこまで考えたものに修正していけばいいのではないかなというのを皆さんとともに考えていけばいいのではないかという感じなので、おっしゃっていることは同じことだと考えていただいて大丈夫です。

【春山課長】 座長、ちょっと事務局から。

【栗原座長】 どうぞ。

【春山課長】 もう完全に蛇足になってしまうかもしれませんが、先ほどこの指針を横にした資料の16ページのところに、この指針の構造、今、箕口委員がおっしゃって

いただいたことを書いておりました、法律がまずあります。それで、その右の吹き出しに書いてありますけれども、16条に今お示しいただいたようなことがあって、それで告示としてこの指針があるんだということです。

これは法律上の話といたしまして、法律でいわゆる具体的な義務なり強制なり拘束するということは、法律でないと当然書けないということなんですが、これは国会の議決を経ないとできないということになりますので、そこから法律から授權されてそういうことを書けるというパターンもあるんですが、この指針は、この指針を定めることができるということで、そういった、当たり前のことなんですけれども、強制力とか拘束力を持つものではないということは大前提となっております。

かつ、今おっしゃった、どこまで大綱的になるのか、それともその具体的なことを書いていくのかということについては、今のその前提となる性格というのは踏まえないといけないかなと思っておりました、どこまでもいっても強制力はないものをあまり具体的に書くのがどこまで意味があるのかというところに今はなっていますし、ただ大綱的だと、大綱的過ぎて、それではあまり何を言っているか分からないという話になるので、そこはまさに座長がおっしゃったようにバランスのところなのかなと、まさにそこは御議論いただければということだと思います。

あと、これは私が今お話を聞いて、私の立場からこう言うのもあれなんですけれども、座長が前回御発言いただいたように、そういう何か拘束力を持って、このようにしないとイケないというものではございませんので、一つは、この指針が具体的にどういう場面で誰がどのように使うのかということ想定して検討いただくというのがあるかなと思って、座長の前回の御発言ですけれども、例えば劇場側がそれぞれの自治体なりの予算査定者のほうから厳しいことを言われたときに、劇場というのはこういうことを目指すことが言われているんだということの材料にさせていただくとか、そういった劇場関係者がやりたいと思っていることを助けるような場面を想定して、そのような形で、もちろん拘束力があるものではないんですけれども、そういった使い方をしていただけるものというのは一つあるのかなということでございます。

それから、その選択的などころという全てにかかるものということではないということですが、例えば4ページのさっきの質の高いものを御覧いただくと、質の高いのところも、(1)がありまして、ア、イ、ウ、エとなっています。

この法律のほうでは、10条に「国際的に高い水準の実演芸術の振興等」というのがある

んです。これは国に対してそういったことが行われるような施策を講ずるということを経上義務づけているものなんですけれども、それは言葉を換えると質の高いということになっているのかなと思うんですが、このア、イ、ウを御覧いただくと、段階的になっております。

アは、そういうことについて、相当程度実績があるところはより頑張っていきましょう。イについては、ア以外、つまり相当実績がないということになりますけれども、そういったところについては、いろいろな実態や利用者のニーズを勘案しつつ、頑張っていくということ。それからウについては、公演を行う者の利用に供するという事ですから、貸館的なものを主とするところについては、利用者のニーズ等を十分に勘案すること。これはレベル的な感じになってしまっていますけれども、そうではなくて、劇場が目指すべきところが何なのかというところを少しパターンというか、類型と言うと頭ごなしに言うみたいでよくないかもしれませんけれども、そうしたものに依じて、それぞれ選択的に、ここを目指す、ここを目指す、でもここは目指さないけれども、ここは目指すんだという、それは各劇場が選択的にやっていくのだということに何か変えられるような仕組みの指針になっていくと、この指針によって苦しめられているようなことがなくなっていくのではないかなと思ったので、これは私の個人的な感想ですけれども、そのように思っております。すみません。

【金森委員】 すみません、一ついいですか。

【栗原座長】 どうぞ。

【金森委員】 私が発言した、グループ分けみたいなのがある部分では誤解されているような気がするんですけれども、私自身、この委員会が抜本的な何か構造改革に寄与する委員会であると思ってそう言ったわけではなく、ただ問題意識として皆さんがお話しされていたように、劇場法自体が法律ですから、取りようによって千変万化するというか、星座みたいなこともおっしゃっていましたがけれども、そういうものですね。

そのものに基づいて考えられる指針を決めるこの委員会での議論の進め方として、箕口委員からもお話があったように、一人一人の委員が、どういう劇場をイメージされて話をされているのかというのが分からないと、議論が深まっていかないような気がするんですよ。その辺を整理していかないといけないと思うんですよ。それがこの国の劇場文化が抱えている本質的な問題なんだということを、この運営委員会を通して私は発言したということです。

以上です。

【栗原座長】 ありがとうございます。では、皆さんの御意見や事務局からの御意見なども出ましたけれども、大分時間も過ぎてまいりましたけれども、資料がこの前日来るのはあんまりだよねという御意見もちよっとありましたが、そういうことなのかもしれませんが、次回はこのように進めたいという案も提示されておりまして、議題の5に入りたいと思います。今まで皆様が議論されてきたというか、御意見をおっしゃっていただいたこととこれが一致するのかどうかは分かりませんが、今回こういった最後の資料を皆さんに見ていただくと、グループ分けというものがなされているわけです。こういったグループ分けに基づいて、今までの議論をそれぞれのグループで進めていったらどうかという御提案をされているので、それについて事務局から御説明をいただけますでしょうか。

【事務局（吉光）】 ありがとうございます。今、座長からおっしゃっていただいたとおりですけれども、今後の議論の進め方について、本日、指針を一通り見ていただきましたが、次回以降は幾つかのテーマに分けた上で、テーマごとに、関係団体とか様々な取組を行っているような館からのヒアリングと意見交換を通じて議論を深めていってはどうかかと考えております。

この資料では、その際のテーマ設定の案と、その際に議論する内容の例をお示しさせていただきます。個別に読み上げるのは控えますけれども、御覧いただいて、何か御意見があれば、ぜひいただければと思います。

簡単ですが、御説明は以上となります。

【栗原座長】 ありがとうございます。ここでも今見たように、いきなりこのグループ分けでいいのかと言われても、なかなか難しいというか、もちろんそういうのもあるとは思いますが、まずこういったグループ分けにして、石田委員からも、いろいろ実際にやっていらっしゃる方をお呼びして御意見を聴きながら進めていったらどうかということもありましたが、実際に事務局からもそのような提案がなされたわけですが、もっとこういうグループを足したほうがいいよとか、中身はもうちょっとこういうところがあったほうがいいよという御意見がもしあるのであれば、今おっしゃっていただければと思います。実際には、議論が始まればまたそうではない忌憚のない御意見もきっと出てくると思うんですが、もし何か御意見がありましたら、お願いいたします。

【箕口委員】 すみません。この順番でという意味ですか。この四角が6つありますけれど

ども、この順番でやりましょうという御提案でしょうか。

【栗原座長】 順番については、特に何かが決まっているということはない。こういう区分けでやりたいということでしょうから、実際に誰かをお呼びするということになれば、違うところから、その後ろのほうからスタートするのもあるのかもしれませんが、特に事務局では、最初のほうから議論したいとか、そういう議論というのは何かあるんですか。

【事務局（吉光）】 特に順番は今の時点で決めているものではないんですけども、もしテーマで、ここからやっていたほうが良いといったものがあれば、いただければ、そういった順番でやっていくこともできるかなとは思いますが。

【箕口委員】 先ほどの石田座長代理の御提案の中に、その広域でのいろいろな見方ですよね。その話というのは実は全部にかかってくる。地域ネットワークもそうだし、それこそ先ほど石田委員がおっしゃったとおりだと思うんですけども、その辺りの整理をしていくと、最初に先ほど金森委員がおっしゃった、グループ分けの話ではないですけども、館の規模とか、どういう館をイメージしているのかとか、それこそ、さっきも言いましたけれども、人口1,000人の町の500人のホールの話をしているのか、県庁所在地のホールの話をしているのかではかなり違うというのは多分実感として皆さん共通だと思うので、何かこのいわゆる劇場圏ではないですけども、その広がり、ホールがつくっているある種の生態系みたいなものをまず整理してみるといったことは大事なんじゃないかと思って、この順番で言うと一番最後のところに当たるのかなと思いつつながら、順番のことをお伺いした次第なんです。

【栗原座長】 一番最後からやりたいという御意見がありました。ほかに、ここからやりたいという御意見があれば、それはそれで全然構わないと思うんですけども。

【山口委員】 必ずしもこれから言うことを特に先にやりたいというわけではないのですが、ただこれは、ずっと今日議論して気になっているのは、基本的にホールの設置者というのは多くは地方公共団体であり、実際そこにはいわゆる多くの市民が存在します。この会議に呼ぶ方とかというのは、設置者や市民と劇場との有機的な関係性を理解している方が相応しいと思います。先ほど少し出ていましたけれども、インパウンドの話なども出ましたけれども、それをやろうとしたら、それぞれの地域の観光課などとタグをきちんと組まない限りはできないと思います。広域的にその設置者と市民が一体何を目指していて、設置者と公共ホールということの関係みたいなことを新たにきちんと考えていかない

とならないと思っております。

この劇場法自体も、先ほどからずっと議論を拝見して現状は様々な課題に苦しんでいるところかと思えます。こういう形が劇場としてあるというべきという議論になりがちですが、本当は地域の設置者や市民がいかに満足するということが基本になってくるように考えます。あと、これから長い目で考えたときに、国の財政はこれから厳しくなることが危惧され、また地域創生という点から考えても、本当に国がずっとお金を出し続けられるのかということと地域のコミュニティ形成の点からも地域の地方公共団体への移行も視野に入れる必要があるかと思えます。最初の声がけやスタートアップや大きな枠を決めるのは国だと思うのですが、それと並行して設置者と市民と一緒にその劇場が育てていくみたいなのが必要だと思うので、設置者と地域というものとどのようにこれから考えていくのかというのは議論したほうがいいのではないかと考えます。館連携はもちろん大事だと思いますが、取り巻く課題と解決というところでは、私としては、それぞれの館が、住民と設置者としての地方公共団体がタッグを組んで、しっかりと発展していくことが大事だと考えます。

ある意味、公演をやらなくても、そこでずっとリハーサルをしているだけでもいいかもしれないし、いろいろな在り方があると思えますが、それは市民を中心にした設置者、地方公共団体が皆で望むものを見つけ、根差していくことが正しい在り方ではないでしょうか。全部が全部、トップ・オブ・トップを目指すというのも絶対ないと思えますし、そこら辺のところもうまく、トップダウンでなく一緒につくっていくところが望まれるかと思えます。設置者である地方公共団体、市民との対話が重要で、新しいものにせっかく指針を直すのであれば、10年後とかということを考えて作るのが肝要かと思っております。

【栗原座長】 ありがとうございます。

特に、ほかに御意見は。

【日高委員】 すみません。私は、皆さんと違ってほとんど畑違いなので、打ち出の小づちがないかということが入ってきていると思っているんですけども、まず予算ですね。文化予算というのは、年間1,000億円強と聞いていて、これを国民1人当たり直すと、フランスとか韓国の8分の1で、日本はアメリカよりは多いんだけど、アメリカは寄附文化があるので、それで成り立っているという中で、防衛費ではないですけども、文化

予算というのは、今後10年間でなかなか単年度勝負なので、私も行政にいたので、難しいのは分かりますが、当然、2,000億円を要求してさらに1,000億円つくようなことはないですけれども、その辺の見通しというか、いろいろなことをやろうと思うとお金がかかるんです。お金がないのにいいものをつくれと言われてもなかなか難しいので、いろいろなことを考えなければいけないんですけれども、その辺りはどんな認識をお持ちなんですか。すみません、難しい話で。

【春山課長】 多分御想像のとおりのお返しかできないと思うんですけれども、我々は当然非常に努力をしているつもりです。ですが、毎年の勝負の中で、前年減にはなっていないと、その千数億円のところが、今年は1億円増えましたとか、つまり0.1%。補正予算とかを加えていくと一千数百億円の規模にはなっているんですけれども、それは現状といたしまして、我々は努力させていただいているつもりで、また、与党に限らず、例えば文化関係の予算が非常に少ないということで、非常に強い応援もいただいているという状況でございますが、その中で毎年こういった状況になっているということで、その予算の拡充ということについては、今海外との比較の話もお話いただきましたが、我々もそうしたことを我々のほうから発信して、これは足りていないんだということもいろいろところで説明というか、数字のほうを皆様にお教えいただいて、そうしたことで文化予算を増やさなければいけないという方をどれだけ多くしていくかという努力もさせていただき、伸ばしていきたいと、文化庁としてはそのように強く考えているという状況でございます。

【日高委員】 そうすると、現状維持プラスアルファという状況の中で、何か考え方を変わるとか、そういったところをいろいろ新しいことを生み出していこうとすると、例えばヒアリングも、劇場、音楽堂等の「等」が多分同じような関連のところへのヒアリングなのかなとは思いますが、例えばカープ球団はいろいろなところに視察に行ったりしているんですけれども、旭川動物園に行ったりとか、全く野球とは関係なくて、既存の箱を使っていかにたくさん人に来てもらうとか、そんなところに実際にお金を使って視察に行ったりしているんです。

だから、劇場、音楽堂等と法律にも書いてありますけれども、その「等」の中に少し何かヒントがあるのではないかとということだとか、それがどこかはすみません、今は分からないんですけれども、そういったところのヒアリングをしたらどうかなと思います。あと、今後の議論の進め方(案)の6つの中の右下の「協働」が、初めてこの言葉がこの中で出てきているんですけれども、指針の中にもたしか出ていなかったような気がします。

協働という言葉が何でここで使われたのかということと、あと、その中で「議論の内容(例)」という形でいろいろなことが書いてありますけれども、劇場等を活用した地域活性化の推進といっても本当に幅広いので、具体的にはどうやって何を聞くんだろうと。これを全部やろうと思ったら、とても1年では終わらないような感じもして、その辺の進め方をどのようにならされているのか、お聞きしてもよろしいですか。

【春山課長】 後半のほうの御趣旨がちょっと、ごめんなさい、よく分からなかったんですが。

【日高委員】 この「議論の内容(例)」と書いてあって、具体的に聞きに行くときに、多分、例ではなくて、もっと多少設問なりを設定していかれると思うんですけども、そういうものはまた次の会議で出てくるという感じになるんですか。それとも、こういう方向の下にもう事務局のほうで適宜設定されて、聞きに行かれるところを決めてヒアリングされるとか、そういうことなんでしょうか。具体的にどこかにヒアリングへ行こうと思うと、質問票みたいなものを持っていくと思うんですけども、もしくは整理をしたいと思います。

【事務局(荒川)】 ここで予定しているヒアリングというのは、どこかの劇場や音楽堂であったり、それ以外の方に御登壇いただいて御説明をいただくような形を想定しております。視察に足を運ぶという趣旨ではございませんでした。

【日高委員】 どこかに行って聞かれるわけではないんですね。来ていただいて、そういう考え方というか、エッセンスの切り口でお話を聞くと。

【事務局(荒川)】 そのとおりです。

【林委員】 すみません。

【栗原座長】 どうぞ。

【林委員】 林です。皆さんもおっしゃっていましたが、資料のどの点についてコメントすればいいのかというところが非常に難しく感じていました。

資料のこの点についてはこうだろう、この点についてはこうだろうと、コメントをまとめることが難しいと自分で話をしながら思っていました。資料4の6つの枠について、それぞれ枠が分けられていますが、これらは相互に関連があって、例えば右下の「劇場・音楽堂等を活用した地域活性化の推進」を実現するためには、左上の「質の高い事業の実施」が必要になってきます。

その「質の高い事業の実施」をするためには、人材育成や民間活力のサポートが必要に

なります。この資料では並列に書かれていますが、それぞれが上下関係た因果関係があるはずです。つまり、この6つの枠組みを並列ではなく、体系図のように因果関係を考慮したもの、例えば地域活性化の推進の一つとして質の高い事業があり、質の高い事業の実現には人材育成、民間活力が必要など、体系的に示した上で、このワーキングで体系図の中のこの部分を議論するといったように焦点を絞った議論が重要ではないかと考えます。そのようにしないと、なかなか議論をまとめることが難しいと思います。

また、施設の取り組みの紹介をしていただきましたが、同じ取り組みを他の施設で行っても必ず成功するとは限りません。その理由は施設や立地場所など特性が異なるからです。他の施設に応用するためには、紹介があった取り組みをまねるだけでなく、取り組みを実施するまでの考え方や課題など、実施までのプロセスを知ることが必要になります。もちろんヒアリングは大事だと思いますが、ワーキングは、ただ紹介で終わらないような形で、今後の劇場・音楽堂等の取り組みに対する考え方をまとめる形で進められないかと考えております。

【栗原座長】 ありがとうございます。そろそろお時間になって、帰らなくてはいけない委員さんも登場しておりますが、これは多分、これをこうしたらいいというのはなくて、ここからやったら一番ベストということも多分ないので、今、もう少し体系化したらどうだという御意見も出ましたから、次は取りあえずこういうことについて話していくんだということは皆さん御承知おきの上で、文化庁の事務局のほうで何らかのこういった、何かもう少し違うものが改善できるのであればお示しいただくということができたら、それはもっとよいのだろうと。それから、ここから始めたらどうかというあたりから始めていこうというのも、それはいいんじゃないかと思えます。

それから、林先生のヒアリングに出ている団体の意見を聞くというのは、全然知らない人にとってみたら、ああそうなんだと感心されていたんですけども、知っている人もいるわけなので、そこにあまり長く時間を取らないで議論をきちんとすれば、時間をちゃんとするような時間配分を考えてやるということも大切ですねということも含めまして、今回はこういうことが議題になるんだなということを皆さんの中で一応認識されて、事務局のほうでもう少し何か送ってくるのかもしれませんが、基本的に送られなかったとしても、こういった形でグループ分けが正しいというか、絶対いいというわけではないので、取りあえずこういったものを提示されたんだと思いますから、この中で、またそのグループを改善したりしながら進んでいけばいいだろうと思っているので、今この場でこれを全

部通すことは多分できないので、またそれは次回のときにこういうことをお話ししながら深めていけばいいのではないかなと思うので、今日はこのぐらいでできたらいいかなと思っています。

最後に、事務局から何かもしありましたら。

【事務局（吉光）】 いろいろと御意見をありがとうございました。進め方については、引き続き検討させていただきたいと思います。

次回の日程については、追ってまた日程調整をさせていただきますので、御協力をよろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

【栗原座長】 ありがとうございます。

それでは、皆様、長い間ありがとうございました。また次回、よろしくお願いいたします。

— 了 —